

新築工事中の建築物等における消防計画

第 1 章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 この計画は、_____における新築の工事及び工事のため仮使用を行う場合における工事期間中（ 年 月 日から 年 月 日）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災その他の災害予防及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限並びに消防計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、通常の消防計画のほか、工事等を行う部分の工事にたずさわる全ての施工業者及びその他出入するすべての者に適用する。

(防火管理者の権限)

第3条 防火管理者は、この消防計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること
- (2) 自衛消防組織に関すること
- (3) 通報、消火、避難体制に関すること
- (4) 消防機関への通報に関すること
- (5) 統括防火責任者及び専従防火責任者の指揮及び指導監督に関すること
- (6) 統括防火責任者及び専従防火責任者との連絡及び調整に関すること
- (7) 工事施工者の掌握と緊急連絡系統に関すること
- (8) 工事施工者の防火教育に関すること
- (9) 工事中に使用する引火性及び爆発性物品の使用及び管理に関すること
- (10) 溶接機、バーナーその他火気使用設備器具の使用及び管理に関すること
- (11) 消防用設備等の維持管理に関すること

喫煙その他火災予防上の管理に関すること

(消防機関への届出等)

第4条 防火管理者は、消防機関へ消防計画を届出するとともに、予防管理及び避難管理等について届出、報告等を行うものとする。

第 2 章 予防管理対策

第 1 節 予防管理組織

(火災予防のための組織)

第 5 条 火災予防のための組織は、工事中における出火防止をはかるため防火管理者のもとに、統括防火責任者及び専従防火責任者を別表 1 のとおり定める。

(統括防火責任者の任命)

第 6 条 統括防火責任者は、(代表・工事施工者) _____とする。

(統括防火責任者の業務)

第 7 条 統括防火責任者は、工事中の部分における次の業務を行う。

- (1) 工事の工程表及び工事等に関する図書の作成並びに防火管理者への提出に関する
こと
- (2) 防火管理者に協力し、専従防火責任者の指導監督を行うこと
- (3) 火災の発生防止に万全を期すること
- (4) 消防用設備等点検・整備に関すること
- (5) 喫煙の管理に関すること
- (6) 火気の使用及び管理に関すること
- (7) 危険物品等の持ち込み及び管理に関すること
- (8) 工事施工者の防災教育等に関すること
- (9) 工事施工者の掌握と緊急連絡系統に関すること
- (10) 工事中に使用する引火性及び爆発性物品の使用及び管理に関すること

溶接機、バーナーその他火気使用設備器具の使用及び管理に関すること

(専従防火責任者の任命)

第 8 条 専従防火責任者(以下、「防火責任者」とする。)は、各施工者の工事責任者とする。

(防火責任者の業務)

第 9 条 防火責任者は、各施工部分における次の業務を行う。

- (1) 工事の工程表及び工事等に関する図面の作成並びに統括防火責任者への提出に
関すること
- (2) 統括防火責任者に協力し、従業員の指導監督を行うこと
- (3) 統括防火責任者及び他の工事施工者との連絡調整に関すること
- (4) 火気の使用及び管理に関すること
- (5) 危険物品等の使用及び管理に関すること
- (6) 喫煙の管理に関すること

第2節 火災予防措置

(火気の使用制限)

第10条 統括防火責任者は火気を使用する工事を行う場合、使用場所、種類、数量、期間等を事前に防火管理者に報告し、次の事項について指示指導を徹底するものとする。

- (1) 統括防火責任者、防火責任者に防火安全について十分な措置を行うこと
- (2) 火気を使用する工事は防火責任者が立ち会い、作業開始前及び作業終了時に火気その他の点検を行うとともに、統括防火責任者に報告すること
- (3) 火気を使用する場所は、専用の消火器及び水バケツ等を配置すること
- (4) 火気を使用する付近は、整理整頓し、可燃物等を置かないこと

(危険物品等の持ち込み使用制限)

第11条 統括防火責任者は、危険物品等を使用する工事を行う場合、事前に、使用場所、種類、数量、期間等を防火管理者に報告し、次の事項について指示指導を徹底するものとする。

- (1) 統括防火責任者は、防火責任者に防火安全について十分な指導をすること
- (2) 危険物品を持ち込み及び使用する場所は、防火責任者が立ち会い、取扱量、取扱い場所、作業の制限等をするとともに、作業開始前及び作業終了時に点検を行い、統括防火責任者に報告すること
- (3) 危険物品等を持ち込む付近又は使用する場所では、火気の使用を禁止するとともに、危険物品の性質に応じた専用の消火器を配置すること
- (4) 危険物品等の付近は、整理整頓し、可燃物等を置かないこと
- (5) 危険物品等は、防火上安全に区画された場所で保管するとともに、漏れ、あふれ等しないようにすること。
- (6) 危険物等を保管する場所には、種類、保管量、責任者を明示した掲示板を設けること
- (7) その他火災予防上の必要な措置を講じること

(喫煙の制限)

第12条 統括防火責任者は、喫煙の管理について次の事項を事前に、防火管理者に報告し、防火責任者に指示指導を徹底するものとする。

- (1) 工事部分内に喫煙場所を設ける場合は、火災予防上安全な場所で、常時監視できる場所とするとともに、「喫煙場所」の表示をすること
- (2) 指定喫煙場所以外での喫煙を禁止するとともに、「禁煙」の表示をすること
- (3) 指定の「喫煙場所」には、専用の消火器及び水バケツ等を配置すること
- (4) 防火責任者は、定期的に巡回をおこなうこと
- (5) その他火災予防上の必要な措置を講じること

第3節 消防用設備等対策

(消火器具等の管理)

第13条 統括防火責任者は、消火器具等の管理について次の事項を事前に、防火管理者に報告し、防火責任者に指示指導を徹底するものとする。

- (1) 消火器具等の配置図を工事現場に掲示するとともに、工事施工者に配布し、周知の徹底を図ること
- (2) 消火器具等の数、配置を変更する場合は、その都度周知すること
- (3) 防火責任者は、定期的に巡回を行い、消火器具等が容易に使用できる状態となっているかどうかを確認すること

第4節 工事部分の区画等

(工事部分と使用部分との区画)

第14条 工事部分と使用部分との区画は、次によるものとする。

- (1) 工事部分と使用部分との区画は、不燃材料等で防火上安全に区画すること
- (2) 開口部は必要最小限とし、開口部に設ける扉は乙種防火戸以上とすること
(工事の停止等)

第15条 防火管理者は、火災予防上工事の施工に際し問題が生じた場合は、統括防火責任者と協議するとともに工事の停止等を行い、所轄の消防署に通報し、指示をあくものとする。

第 3 章 避難管理対策

(避難経路の確保)

第16条 防火管理者は、工事中の部分の避難経路について統括防火責任者と協議し次の事項を講じるものとする。

- (1) 避難経路図を工事現場に掲示及び工事施工者に配布し、周知の徹底を図ること
- (2) 避難経路が変更になる場合は、その都度周知すること
- (3) 工事部分からの避難経路は、2方向を確保すること
- (4) 定期的に巡回を行い、避難経路が安全に利用できるかどうか確認すること

(避難施設の管理)

第17条 統括防火責任者は、廊下、階段、出入口、その他の避難施設等には、避難の障害となる資材等を置かないようにし、防火管理者と避難施設の管理を徹底すること。

第 4 章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の設置)

第 18 条 自衛消防隊の編成は、別表 2 のとおりとする。

なお、編成表を見やすい箇所に掲示するものとする。

(自衛消防隊の活動体制)

第 19 条 自衛消防隊は、別表 2 に定める組織及び任務分担により、活動するものとする。

(自衛消防隊の活動内容)

第 20 条 自衛消防隊は、別表 2 に定める内容により、活動するものとする。

(自衛消防隊以外の工事施工者の活動内容)

第 21 条 火災発生時に、自衛消防隊以外の工事施工者の活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近の消火器具等を用いた初期消火活動
- (2) 防火管理者及び自衛消防隊等への通報
- (3) 安全な場所への避難

第 5 章 防火教育等

(防災教育の実施)

第 22 条 防火管理者及び統括防火責任者は、現場に初めて入るすべての工事施工者に、工事中の防災教育を実施するものとする。

(防災教育の内容)

第 23 条 防災教育の内容は、次に掲げる内容とする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理体制に関する各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 人命安全に関する基本的事項

その他防火管理上について必要な事項

(防災教育の記録)

第 24 条 防火管理者及び統括防火責任者は、防災教育を実施した日時、内容及び記録者を_____に記録し、保存するものとする。

(防災訓練等の実施)

第 25 条 防火管理者及び統括防火責任者は、すべての工事施工者を対象にした防災訓練等を別表 3 のとおり実施するもの。

(防災訓練等の内容)

第 26 条 防災訓練等の内容は、消火訓練、避難訓練及び通報訓練とするもの。

(防災訓練等の記録)

第 27 条 防火管理者及び統括防火責任者は、防災訓練を実施した日時、内容及び記録者を_____に記録し、保存するものとする。

付 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

別表 1

予 防 管 理 組 織 表

防火管理者	防火管理者名 緊急連絡先
統括防火責任者	統括防火責任者名 緊急連絡先
専従防火責任者	1. 工事施工者 TEL 防火責任者名 2. 工事施工者 TEL 防火責任者名 3. 工事施工者 TEL 防火責任者名 4. 工事施工者 TEL 防火責任者名 5. 工事施工者 TEL 防火責任者名

別表 2

自 衛 消 防 隊 編 成 表

隊長・副隊長	係 別	隊 員 名	任 務 概 要
1 隊長 防火管理者	通報連絡係	防火責任者	1 消防機関への通報 2 防火管理者及び建物内への通報 3 消防機関への情報提供
2 副隊長 統括防火責任者	初期消火係	防火責任者	消火器具等を使用して初期消火活動を行う
※ 防火管理者又は統括防火責任者が不在の場合は現場代表責任者（防火責任者）	避難誘導係	防火責任者	1 作業時間内においては避難誘導を最優先とする 2 非常口の開放 3 避難設備の設定 4 避難者の確認
	防護安全係	防火責任者	1 火気設備の停止等 2 危険物の除去等 3 防火シャッター等の閉鎖

別表 3

防災訓練等の内容

区 分	実 施 月 日	実 施 月 日
総 合 訓 練	月 日	月 日
消 火 訓 練	月 日	月 日
避 難 訓 練	月 日	月 日
通 報 訓 練	月 日	月 日